明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○公職選挙法施行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**一〇一）　二

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一八三）　五

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三五六）　九

○漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（**農林水産**二二二六）　一七

○漁業法第三十九条第二項の農林水産大臣の指定する期間を定める件（**同**二二二七）　二四

○漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める船舶の基準を定める件（**同**二二二八）　二四

○漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数を定める件（**同**二二二九）　四七

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十一条第四号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件（**同**二二三〇）　四八

○動力漁船の性能の基準を定める件の一部を改正する件（**同**二二三一）　四八

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（**同**二二三二）　四九

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項のずわいがに漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する件（**同**二二三三）　五三

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十四条第一項の農林水産大臣が指定する海域及び小型機船底びき網漁業の種類を定める件（**同**二二三四）　五三

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十五条第二項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（**同**二二三五）　五四

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十七条第一項の農林水産大臣が定める届出書の様式を定める件（**同**二二三六）　五六

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十八条第二項の農林水産大臣が定める届出漁業における漁獲成績報告書の提出期限及び様式を定める件（**同**二二三七）　五七

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件（**同**二二三八）　五八

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十二条第三項の農林水産大臣が定める捕獲したひげ鯨等の処理状況報告書の様式を定める件（**同**二二三九）　五九

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第百十四条の農林水産大臣が定める鯨体処理状況報告書の様式を定める件（**同**二二四〇）　六〇

○気象測器等の委託検定を行う受託機関を定める件及び気象庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件の一部を改正する件（**気象庁**一二）　六〇

○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（**環境**九三）　六一

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　九〇

特殊法人等

独立行政法人労働者健康安全機構令和元事業年度財務諸表、弁理士登録関係　一〇三

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係　一一〇

会社その他

会社決算公告　一一一